

(5) ガバナンスを強化するための組織改革

① これまでの取組

全国統一的な業務企画、業務管理を行うべき中央組織（本庁内部部局）が小さい一方、中間組織（社会保険事務局）が大きく、ばらばらに業務企画、業務管理を行っている偏った構造を是正するため、次のような取組を進めているところである。

ア. 平成20年10月に設置予定の「ねんきん事業機構」では、社会保険事務局をブロック単位の「地方年金局」に集約し、

- ・本庁が47の中間組織を管理する現状よりも、その数を減らすことにより、全国統一的な管理が行き届きやすくするとともに、
- ・地方年金局を、本庁のガバナンス機能の一部を担う組織とする。

イ. 事務局をスリム化することにより、人員の一部を本庁に振り向け、

- ・内部部局の経営企画・事務企画部門の強化
- ・業務センターのシステム部門の強化

を図る。（平成18年度の定員配置でも一部見直しに着手）

ウ. 現場の声を反映しつつガバナンスの強化を図るため、内部改善提案制度など、全庁LANの掲示板で、現場職員から直接に改善提案の投稿や、本庁による回答を行う仕組みを整備（平成16年10月～）

エ. 国民からの苦情や事件事故について、本庁に集約して分析の上、地方へ情報提供する仕組みの整備（平成16年10月から順次拡大）

② 今後の取組

ア. 不適正事務処理等の端緒情報を、担当者レベルから速やかに幹部職員や他の職員と共有し、これに基づき的確な対応ができるよう、組織内の日常的な業務遂行ルールを明確化し、徹底する。

イ. 現場からの内部改善提案制度や、国民からの苦情、事件事故を本庁に集約し、分析した上で地方に改善方策を徹底させる機能を強化する。

ウ. 事務局をスリム化する一方で、現場経験のある優秀な職員を登用しつつ、全国統一的な業務管理、業務企画を行えるよう、本庁の体制を強化する。

(6) 能力重視の広域人事等の断行

① これまでの取組

社会保険庁改革の一環として、平成17年度から、ブロック単位の広域的な人事異動や、本庁と地方との間での人事異動の拡大を図ってきた。

また、各省庁共通の取組に先行して、社会保険庁では、独自に、目標管理を組み込

んだ実績評価と能力評価からなる新たな人事評価制度を構築し、平成17年10月から一定職以上で試行し、平成18年4月より、一定職以上は、給与や任用に反映させる本格実施に移行するとともに、その他の全職員にも試行を開始している。平成19年4月からは、全職員について本格実施に移り、実績と能力に応じた適材適所の人事や人材育成に活用することとしている。

さらに、平成20年10月に発足予定の年金新組織においては、都道府県単位の事務局を廃止して、ブロック単位の地方年金局を設けることにより、ブロック単位の広域人事に完全移行することとしている。

② 今後の取組

社会保険庁の人事の方法を抜本的に改め、以下の基本方針による「新たな人事政策」を実施する。

- ア. 事務局・事務所の幹部の人事については、これまで、事務局の推薦に基づいて、本庁が調整してきたが、本庁主導の人事に移行する。
- イ. 年功序列や地域の事情にかかわらず、能力本位で、広域的な人事を行う。
- ウ. 業務遂行能力やリーダーシップ等に長けた職員については、年次にとらわれず、幹部職員等に積極的に登用する。
- エ. 社会保険事務局長等の事務局幹部職員の任用については、全国的視野に立った事業運営を行い、事業実績の向上や改革の推進に常にリーダーシップを発揮できる者を積極的に登用する。また、幹部職員の育成という観点から、高い実務能力や専門性を備えさせたため、若いうちから第一線での配置等を行う。
- オ. 社会保険事務所長等の任用については、能力本位、人物重視を徹底し、都道府県域を越えた人事異動を積極的に推進するとともに、本庁及び他事務局における勤務経験を重視して行うものとする。
- カ. 社会保険事務所長等の地方幹部職員について、組織管理能力、業務遂行能力やリーダーシップ等に長けた民間の人材の登用を検討する。
- キ. 社会保険事務所における責任役職を明確にし、重要な決裁権限をその職にある者に限定するとともに、その任に適した人材を任命する。
- ク. 幅広い知見を備えた有能な管理職を育成し、登用するための計画的な人事ローテーションや、昇格と合わせた研修制度を実施する。
- ケ. 社会保険大学校において、質の高い研修を行うとともに、必要に応じて試験を行い、その成績を任用に活用する。

IV むすび

(1) 社会保険庁としては、度重なる不祥事案の発生が、国民の信頼を著しく損ねたことを重く受け止め、その深甚なる反省に立って、国民生活の安定を図る上で不可欠な社会保険事業を適切かつ確実に実施していくことができるよう、社会保険庁の抜本的な改革を断行する決意を示し、業務改革、意識改革及び組織改革に取り組んできた。

これまで、内閣官房長官や厚生労働大臣の下の有識者会議、国会、与党など、各方面からの御指摘をいただきながら、130項目の改革プログラムに取り組み、職員の間にもお客様志向の意識が浸透し始め、平成20年度には社会保険庁を廃止して年金事業に特化した「ねんきん事業機構」を設置する法案も国会に提出した。

このような中で、法令等に反する事務処理が各地で行われていたことが明らかになったことは、誠に遺憾であり、今回の事態を深く反省するとともに、心からお詫びを申し上げる。

今後、このような事態を二度と生じさせることのないようにするためにも、関係職員に対し早期に厳正な処分を行うとともに、各般にわたる再発防止のための取組に迅速に着手する。

(2) また、所得階層に応じた収納対策を行い、負担能力のある未納者には、強制徴収も含めた強力な納付督促を行う一方、将来の年金権の確保のため、免除等基準に該当する未納者には、免除等手続を勧奨するなどの業務の基本方針は堅持すべきものと考えており、改めて現場職員の志気を高めながら、一層強力に取り組んでまいりたい。

一方、納付率の目標については、今後とも、収納対策を推進していく上での指標として設定することが必要であるが、現在の納付率は保険料の納付や免除など収納対策全般に係る効果を一つの数値で表すものであり、この結果、保険料の収納のための適正な努力を重ねて納付率実績を挙げた事務所・事務局と、免除等の増加により分母が減少した結果により率が増大した事務所・事務局の差異が明確とならず、このような中で、今回の「不適正処理による分母減らし」を行った事務局・事務所も生じた。

こうした点も踏まえ、今後、目標の具体的な在り方については、例えば、収納実績（分子の変動要因）と免除等実績（分母の変動要因）とを切り離してそれぞれを適切に評価しつつ、その上で率についても評価する方法、個々の事務局・事務所ごとの目標の設定の方法、現年度分・過年度分の保険料の収納目標の在り方などについて、早急に検討することとする。

その際には、年金制度は国民一人一人のためのものであるという基本的な視点に立って、どこまでが可能で何が困難であるのか、課題や目標は何であるのか等、取組の実情をできる限り国民に明らかにし、認識を共有しながら対策を推進することとする。

(3) 今後、職員一丸となって、業務改革、意識改革及び組織改革を一層進めるなど、不退転の決意により、国民の信頼回復に最善を尽くす所存である。

免除等の制度及び事務処理の概要

1. 要件と効果

申請全額免除及び若年者納付猶予の要件と効果は、次のとおりである。

	全額免除	若年者納付猶予
要件	対象者 年齢制限なし	30歳未満
	所得基準 年57万円 + 扶養親族の数 × 35万円	
	所得の審査の範囲 申請者本人のほか、配偶者、世帯主の所得も審査	申請者本人と配偶者の所得を審査
効果	資格期間への算入 いわゆるカラ期間として、受給資格期間に算入 ※免除又は猶予の期間中に障害となった場合でも、障害基礎年金の受給権が原則として確保できる。 ※老齢基礎年金の受給資格が生じるには、保険料納付済み期間及び免除又は猶予等の期間が、25年以上必要。	
	追納 10年内は追納可能（通常の滞納では2年で時効） ※承認期間の翌年度から起算して3年度目以降は、金利相当分の加算額が上乗せ	
	給付額への影響 追納がなくても、国庫負担相当分（現在は1/3）を支給	追納がなければ、国庫負担相当分の支給なし

2. 申請主義

国民年金法第90条第1項等で、免除等は被保険者等からの申請によるとされている。また、同法施行規則第77条第1項等において、免除等は申請書を社会保険事務所長あて（申請の受理は、通常は市町村長）に提出することとされている。このため、本人の申請なしに承認した事務処理は、法律に違反する不適正な事務処理であり、無効となる。

3. 申請書への自署又は記名押印

申請については、国民年金法施行規則第79条において、「申請書には、記名押印又は自ら署名しなければならない」と定めている。このため、電話等で本人の申請意思を確認して、職員が代筆した事務処理は、申請者の署名又は記名押印を欠くことから、施行規則に定める手続に違反する事務処理である。

4. 承認期間

申請免除及び納付猶予は、前年（1月～12月）の所得を基準に審査しているが、前年の所得が確定するのが6月であることから、7月から翌年6月までを当年度分の承認期間として、承認する仕組みとなっている。この場合、7月1日から翌年7月末までの間、いつでも申請することができ、いつ申請しても、必要と認められれば、当該7月分まで遡及して承認される取り扱いとなっている。

※平成17年4月1日施行の制度改革以前は、申請日の属する月の前月分から次の6月分までの期間に限って承認される取り扱いとなっていた。

※平成17年4月1日に制度改革があったことから、平成17年4月分から6月分までに限っては、平成17年7月以降分と併せて、平成18年7月末までの間に、申請できることとされている。

平成15年1月
～12月の所得

平成16年1月
～12月の所得

→
平成17年4月
～6月分

平成17年7月～平成18年
6月分の保険料の免除等

平成18年7月まで申請可能

國民年金保險料免除・納付猶予申請書

※平成18年6月までの様式

届書コード	処理区分	届書	審査を希望する免除及び納付猶予の種別に○をつけてください(複数申請可)。	2. 半額免除より、3. 納付猶予を優先して審査を希望する。
承認 635	1 3 01登録		1. 全額免除 2. 半額免除 3. 納付猶予	1. はい 2. いいえ
却下 634	—		(注1) 複数の種別に○をついた場合、「全額免除」、「半額免除」、「納付猶予」の優先順位で審査されます。「納付猶予」を「半額免除」より優先して審査を希望する場合は、上記右欄の「1. はい」に○をつけてください。どちらにも○がない場合は、「2. いいえ」が選択されたものといたします。	
数値計算				

01		02		03		04		05					
(1) 基 础 年 金 番 号		(2) 生 年 月 日		*(3) 申 請 年 月 日		*審 査 結 果		*(4) 審 査 分 類 ①					
		★ 5. 昭和 7. 平成	年	月	日	7. 平成	年	月	日				
						承認(区分)	全額免除	半額免除	納付猶予				
被保険者氏名 (注2)		配偶者氏名		世帯主氏名		*申請年度		③					
(フリガナ)		(フリガナ)		(フリガナ)									
★前年所得 (注3)		★前年における所得税		*(5) 06 承認期間(始期)		*(6) 07 承認期間(終期)		*(7) 08 法免消滅年月日		*(8) 09 特別認定区分			
A. 被保険者 B. 配偶者 C. 世帯主 D. 全てなし		I. 稽課 II. 非課税 B. 配偶者 I. 稽課 II. 非課税 C. 世帯主 I. 稽課 II. 非課税		7. 平成	年	月	7. 平成	年	月	7. 平成	年	月	日

(注2) 被保険者と世帯主が同じ場合は、被保険者欄のみに記入してください。

配偶者と世帯主が同じ場合は、配偶者のみに記入してください。

(注3) 所得がある場合: A.被保険者 B.配偶者 C.世帯主のうち、所得がある者全てに○をつけてください。

所得なしの場合：D. 全てなしに○をつけてください。

(承認区分)

1. 全額免除承認

2. 半額免除承認

5. 納付猶予承認

確認欄		市町村確認欄					
		A. 被保険者分		B. 配偶者分		C. 世帯主分	
扶養親族等・控除							
* 政令で定める額		円		円		円	
* 地方税法上の障害者・寡婦		(1-A) ④ 1. 障害者 2. 寡婦		(4-A) ⑤ 1. 障害者 2. 寡婦		(7-A) ⑥ 1. 障害者 2. 寡婦	
控除対象配偶者及び扶養親族数	(1-B) ⑦	人	(4-B) ⑧	人	(7-B) ⑨	人	
	(1-C) ⑩	人	(4-C) ⑪	人	(7-C) ⑫	人	
	(1-D) ⑬	人	(4-D) ⑭	人	(7-D) ⑮	人	
* 前年の所得額 I		(2-A) ⑯	円	(5-A) ⑯	円	(8-A) ⑯	円
* 純損失及び雑損失 III		(2-H) ⑯	円	(5-H) ⑯	円	(8-H) ⑯	円
* 控除	①雑損	(2-B) ⑯	円	(5-B) ⑯	円	(8-B) ⑯	円
	②医療費	(2-C) ⑯	円	(5-C) ⑯	円	(8-C) ⑯	円
	③社会保険料	(2-D) ⑯	円	(5-D) ⑯	円	(8-D) ⑯	円
	④小規模企業共済等掛金	(2-E) ⑯	円	(5-E) ⑯	円	(8-E) ⑯	円
	⑤配偶者特別	(2-F) ⑯	円	(5-F) ⑯	円	(8-F) ⑯	円
	⑥地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額	(2-G) ⑯	円	(5-G) ⑯	円	(8-G) ⑯	円
	障害者(特別障害者を除く)の合計数 (本人、控除対象配偶者及び扶養親族)	(3-A) ⑯	人	(6-A) ⑯	人	(9-A) ⑯	人
	特別障害者の合計数 (本人、控除対象配偶者及び扶養親族)	(3-B) ⑯	人	(6-B) ⑯	人	(9-B) ⑯	人
	寡婦又は寡夫	(3-C) ⑯	1. 該当する (注4)該当する場合のみ ○をつけて下さい	(6-C) ⑯	1. 該当する	(9-C) ⑯	1. 該当する
	寡婦特例	(3-D) ⑯	1. 該当する	(6-D) ⑯	1. 該当する	(9-D) ⑯	1. 該当する
	勤労学生	(3-E) ⑯	1. 該当する	(6-E) ⑯	1. 該当する	(9-E) ⑯	1. 該当する
	老年者			(6-F) ⑯	1. 該当する	(9-F) ⑯	1. 該当する
	控除の合計額 II		円		円		円
* 控除後の所得額 I - II - III (半額申請)			円		円		円
* 特例認定区分 (注5)どちらかに該当する 場合のみ○をつけて下さい		⑯ 1. 失業者 2. 被災者		(6-G) ⑯ 1. 失業者 2. 被災者		(9-G) ⑯ 1. 失業者 2. 被災者	送信
備考欄							

*天災を事由とした場合の意見（

上記のとおり相違ありません

平成 年 月 日

市区町村長 印

市区町

社會保險事務所

上記のとおり角陰を申請します

上記のとおり免除を申請します。
なお、全額免除または納付猶予が承認された場合であって、翌年度以降も全額免除または納付猶予に引き続き該当するときは、全額免除または納付猶予を希望します。（はい・いいえ）

平成 年 月 日

社会保険事務所長 殿

住所

氏名

印 (電話

1.裏面の注意をよく読んでから記入してください。 2.★印の欄は、該当する項目を○で囲んでください。 3.*印の欄は、記入する必要がありません。

(別添2)

都道府県	事務所数	(1) 申請意思を確認しないまま承認		(2) 電話等により意思確認を行って承認		(1)又は(2)の該当がある事務所数	(1)、(2)のいずれにも該当がない事務所数
		① 承認通知が有る	② 承認通知が無い	① 代行意思確認事蹟が無い	② 代行意思確認事蹟が有る		
全 国	312	38	47	58	48	116	196
1 北海道	16		1	1		2	14
2 青 森	4		2	2		2	2
3 岩 手	5						5
4 宮 城	6		1			1	5
5 秋 田	4		1			1	3
6 山 形	5						5
7 福 島	6				1	1	5
8 茨 城	5		1		5	5	0
9 栃 木	5						5
10 群 馬	5		1	1	1	2	3
11 埼 玉	7		5	4	3	6	1
12 千 葉	6	3	1	1	3	4	2
13 東 京	30	2		2		4	26
14 神 奈 川	13		1			1	12
15 新潟	8		1	1	3	3	5
16 富 山	4						4
17 石 川	4						4
18 福 井	3						3
19 山 梨	3		1			1	2
20 長 野	7			3		3	4
21 岐 阜	6	1		1	2	3	3
22 静 岡	9	5	7	5		7	2
23 愛 知	16			8	6	9	7
24 三 重	5	5	4			5	0
25 滋 賀	3				3	3	0
26 京 都	6	4	5	2		5	1
27 大 阪	21	12	7	17	1	19	2
28 兵 庫	10		1		4	4	6
29 奈 良	3		1		1	1	2
30 和 歌 山	3						3
31 鳥 取	3						3
32 島 根	3	1				1	2
33 岡 山	6						6
34 広 島	8						8
35 山 口	6						6
36 徳 島	3						3
37 香 川	3						3
38 愛 媛	5	1	3	4	4	4	1
39 高 知	4				4	4	0
40 福 岡	11						11
41 佐 賀	3			1	2	2	1
42 長 崎	4	2	1			2	2
43 熊 本	5			1	5	5	0
44 大 分	4						4
45 宮 崎	4						4
46 鹿 児 島	6	1				1	5
47 沖 縄	6	1	2	4		5	1

免除等の事務処理の類型別の件数 (別添3)

都道府県	免除等の 処理件数	(1) 申請意思を確認 しないまま承認		(2) 電話等により意思確認 を行って承認		合 計
		① 承認通知が 有る	② 承認通知が 無い	① 代行意思確 認事蹟が無い	② 代行意思確 認事蹟が有る	
全 国	4,315,921	97,915	91,577	21,707	11,388	222,587
1 北 海 道	234,256		326	27		353
2 青 森	92,197		3,455	103		3,558
3 岩 手	55,039					
4 宮 城	81,564		702			702
5 秋 田	54,962		127			127
6 山 形	30,974					
7 福 島	91,891				963	963
8 茨 城	93,546		41		2,641	2,682
9 栃 木	63,205					
10 群 馬	59,995		114	70	65	249
11 埼 玉	128,384		12,734	332	100	13,166
12 千 葉	139,521	1,158	167	160	529	2,014
13 東 京	282,756	2,237		84		2,321
14 神 奈 川	133,993		1,087			1,087
15 新 潟	80,435		612	1,548	263	2,423
16 富 山	20,622					
17 石 川	30,383					
18 福 井	20,847					
19 山 梨	28,614		985			985
20 長 野	63,220			172		172
21 岐 阜	55,757	742		607	300	1,649
22 静 岡	107,498	8,671	9,579	453		18,703
23 愛 知	174,045			927	725	1,652
24 三 重	61,778	9,682	5,577			15,259
25 滋 賀	40,004				268	268
26 京 都	110,232	8,227	8,626	168		17,021
27 大 阪	433,085	54,141	17,251	9,605	351	81,348
28 兵 庫	235,872		12,169		212	12,381
29 奈 良	64,173		233		96	329
30 和 歌 山	51,596					
31 鳥 取	28,216					
32 島 根	19,590	4				4
33 岡 山	59,440					
34 広 島	82,031					
35 山 口	48,245					
36 徳 島	28,458					
37 香 川	33,608					
38 愛 媛	85,318	3,080	1,918	455	1,591	7,044
39 高 知	46,825				979	979
40 福 岡	259,533					
41 佐 賀	37,430			57	1,633	1,690
42 長 崎	69,910	6,883	864			7,747
43 熊 本	83,721			1,460	672	2,132
44 大 分	47,781					
45 宮 崎	50,591					
46 鹿 尾 島	87,694	1,377				1,377
47 沖 縄	127,086	1,713	15,010	5,479		22,202

免除等の事務処理の類型別の件数(事務所)

(別添4)

都道府県	社会保険事務所	(1) 申請意思を確認しないまま承認		(2) 電話等により意思確認を行って承認		合計
		① 承認通知が有る	② 承認通知が無い	①代行意思確認事蹟が無い	②代行意思確認事蹟が有る	
	全 国	97,915	91,577	21,707	11,388	222,587
北海道	1 札幌東					
	2 札幌西					
	3 函館					
	4 旭川					
	5 刈路					
	6 岩見沢					
	7 室蘭					
	8 小樽					
	9 北見			27		27
	10 帯広					
	11 砂川					
	12 雨竜					
	13 留萌					
	14 苫小牧		326			326
	15 札幌北					
	16 新さっぽろ					
青森	1 青森			230	30	260
	2 八戸					
	3 弘前		3,225	73		3,298
	4 むつ					
岩手	1 盛岡					
	2 一関					
	3 宮古					
	4 二戸					
	5 花巻					
宮城	1 仙台南					
	2 仙台北					
	3 石巻			702		702
	4 古川					
	5 仙台東					
	6 大河原					
秋田	1 秋田					
	2 鷹巣			127		127
	3 大曲					
	4 本荘					
山形	1 山形					
	2 鶴岡					
	3 米沢					
	4 新庄					
	5 寒河江					
福島	1 東北福島				963	963
	2 平					
	3 郡山					
	4 会津若松					
	5 相馬					
	6 白河					
茨城	1 水戸南			41	223	264
	2 土浦				1,282	1,282
	3 日立				38	38
	4 下館				707	707
	5 水戸北				391	391
栃木	1 宇都宮西					
	2 栃木					
	3 大田原					
	4 今市					
	5 宇都宮東					

都道府県	社会保険事務所	(1) 申請意思を確認しないまま承認		(2) 電話等により意思確認を行って承認		合計
		① 承認通知が有る	② 承認通知が無い	①代行意思確認事蹟が無い	②代行意思確認事蹟が有る	
群馬	1 前橋		114			114
	2 桐生			70	65	135
	3 高崎					
	4 渋川					
	5 太田					
埼玉	1 浦和		6,297	296	15	6,608
	2 熊谷		567	19		586
	3 川越			16	70	86
	4 大宮		2,400	1	15	2,416
	5 春日部		1,544			1,544
	6 秩父					
	7 所沢		1,926			1,926
千葉	1 千葉	659			441	1,100
	2 船橋					
	3 木更津					
	4 佐原	417		160	74	651
	5 松戸	82			14	96
	6 幕張		167			167
東京	1 鶴町					
	2 神田					
	3 港本			18		18
	4 京橋					
	5 上野					
	6 文京					
	7 足立					
	8 江戸川					
	9 墨田					
	10 葛飾					
	11 板橋					
	12 池袋					
	13 新宿					
	14 杉並					
	15 渋谷					
	16 世田谷					
	17 品川					
	18 蒲田					
	19 立川					
	20 武蔵野					
	21 大森					
	22 八王子			66		66
	23 練馬					
	24 目黒					
	25 荒川					
	26 北					
	27 中野	123				123
	28 府中					
神奈川	1 鶴見					
	2 横浜中					
	3 横浜南					
	4 港北					
	5 横浜西		1,087			1,087
	6 川崎					
	7 平塚					
	8 相模原					

都道府県	社会保険事務所	(1) 申請意思を確認しないまま承認		(2) 電話等により意思確認を行って承認		合計
		① 承認通知が有る	② 承認通知が無い	①代行意思確認事蹟が無い	②代行意思確認事蹟が有る	
神奈川	9 小田原					
	10 横須賀					
	11 高津					
	12 厚木					
	13 藤沢					
新潟	1 新潟西岡		612	1,548	123	2,283
	2 長岡					
	3 上越				108	108
	4 三条					
	5 新発田					
	6 柏崎				32	32
	7 新潟東町					
	8 八日町					
富山	1 富山	山				
	2 高岡					
	3 魚津					
	4 須波					
石川	1 金沢	北				
	2 七尾	尾				
	3 小松	松				
	4 金沢	南				
福井	1 福井					
	2 敦賀					
	3 武生					
山梨	1 甲府					
	2 大月					
	3 竜王		985			985
長野	1 長野	南谷		102		102
	2 飯田					
	3 松本					
	4 小諸					
	5 伊那	那		55		55
	6 長野	北		15		15
	7 岐阜	南			72	72
岐阜	1 多治見					
	2 大垣	742		607		1,349
	3 高山					
	5 美濃加茂			228		228
	6 岐阜	北				
	7 静岡	岡	5,993	34		6,027
静岡	2 浜松	東	840	2	286	1,128
	3 浜松	西	2,293	265	27	2,585
	4 沼津	津	886	2,688	55	3,629
	5 島田	田		464		464
	6 富士	士				
	7 清水					
	8 三島	島	3,857	107	51	4,015
	9 掛川	川	795	60		855
	1 大曾根			334		334
愛知	2 鶴舞			75		75
	3 笠寺			90	107	197
	4 中村					
	5 熱田			199	295	494
	6 昭和			117	151	268
	7 名古屋北			18	2	20
	8 名古屋西					

都道府県	社会保険事務所	(1) 申請意思を確認しないまま承認		(2) 電話等により意思確認を行つて承認		合計
		① 承認通知が有る	② 承認通知が無い	①代行意思確認事蹟が無い	②代行意思確認事蹟が有る	
愛知	9 豊橋					
	10 一宮					
	11 岡崎					
	12 半田			16	160	176
	13 刈谷			78		78
	14 瀬戸					
	15 豊田				10	10
三重	1 津	4,749	2,972			7,721
	2 四日市	1,564	935			2,499
	3 松阪	1,242	704			1,946
	4 尾鷲	499				499
	5 伊勢	1,628	966			2,594
滋賀	1 大津				6	6
	2 彦根				94	94
	3 草津				168	168
京都	1 上京	2,134	1,767			3,901
	2 中京	2,062	1,153			3,215
	3 下京	1,431	398	7		1,836
	4 京都南	2,600	1,057	161		3,818
	5 京都西		4,251			4,251
	6 舞鶴					
大阪	1 大手前		3,485	1,096		4,581
	2 堀江		2,841	811		3,652
	3 市岡	3,501		542		4,043
	4 天満	1,241		22		1,263
	5 淀川	7,320		394		7,714
	6 今里	1,952	205	365		2,522
	7 福島		649	395		1,044
	8 東城	83	2,267	579		2,929
	9 天王寺	9,114		62	351	9,527
	10 難波			41		41
	11 玉出			2,135		2,135
	12 八尾	2,777	1,390	129		4,296
	13 放					
	14 豊中					
	15 平野	203		971		1,174
	16 貝塚	1,263		449		1,712
	17 堺東	19,996		162		20,158
	18 大阪		6,414			6,414
	19 吹田			1,082		1,082
	20 守口	5,919				5,919
	21 堺西	772		370		1,142
兵庫	1 三宮					
	2 須磨					
	3 東灘					
	4 兵庫					
	5 尼崎		12,169		169	12,338
	6 姫路					
	7 明石				4	4
	8 豊岡				35	35
	9 西宮				4	4
	10 加古川					
奈良	1 奈良		233		96	329
	2 大和高田					
	3 桜井					

都道府県	社会保険事務所	(1) 申請意思を確認しないまま承認		(2) 電話等により意思確認を行つて承認		合計
		① 承認通知が有る	② 承認通知が無い	①代行意思確認事蹟が無い	②代行意思確認事蹟が有る	
和歌山	1 和歌山東					
	2 田辺					
	3 和歌山西					
鳥取	1 鳥取					
	2 米子					
	3 倉吉					
島根	1 松江	4				4
	2 浜田					
	3 出雲					
岡山	1 岡山西					
	2 倉敷東					
	3 津梁山					
	4 高梁東					
	5 岡山西					
	6 倉敷東西					
広島	1 広島東西					
	2 広島東西					
	3 福山					
	4 吳原					
	5 三次原					
	6 三次次					
	7 広島南					
	8 備後府中					
山口	1 山口					
	2 下関					
	3 德山					
	4 宇部					
	5 岩国					
	6 萩					
徳島	1 徳島北					
	2 阿波半田					
	3 徳島南					
香川	1 高松東西					
	2 高松東西					
	3 善通寺					
愛媛	1 松山西	16	51	167	234	
	2 今治		73	107	180	
	3 宇和島	10	117	2	129	
	4 松山東	3,080	1,892	214	1,315	6,501
	5 新居浜					
高知	1 高知東			322	322	
	2 幡多			273	273	
	3 南国			141	141	
	4 高知西			243	243	
福岡	1 博多					
	2 中福岡					
	3 南福岡					
	4 小倉北					
	5 久留米					
	6 直方					
	7 八幡					
	8 大牟田					
	9 東福岡					
	10 小倉南					
	11 西福岡					